# (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業

入札説明書

平成 27 年 3 月 25 日

川越市

本入札説明書(以下「入札説明書」という。)は、川越市(以下「市」という。)が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、平成26年11月25日に特定事業として選定した(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「選定事業者」という。)を選定する一般競争入札(以下「本件入札」という。)を実施するにあたり、本事業及び本件入札に係る条件を提示するものである。

下記に示す資料は、入札説明書と一体のもの(以下「入札説明書等」という。)である。平成26年10月15日に公表した実施方針及び要求水準書(案)(以下「実施方針等」という。)は、本件入札の条件を構成せず、その後公表された「実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答」によって修正されるべき事項については、入札説明書等の公表をもって修正されたものとみなす。

#### ○別添資料

別添資料1 要求水準書

別添資料2 様式集

別添資料3 落札者決定基準

別添資料4 基本協定書(案)

別添資料 5 事業契約書 (案)

入札説明書等に記載がない事項については、「入札説明書等に関する質問への回答」によることと する。

# 目 次

第 1	1 1	章 特定事業の概要	1
1		事業名称	1
2		事業に供される公共施設等の種類	1
3		公共施設等の管理者の名称	1
4		本事業の目的	1
5		事業方式	1
6		事業期間	2
7		事業の対象範囲	2
8		公共施設等の概要	3
9		選定事業者の収入	4
1	0	市による事業の実施状況の確認(モニタリング)	5
1	1	事業のスケジュール	5
1	2	事業の実施に必要と想定される根拠法令等	5
第2	2 글	章 入札参加者に必要な資格に関する事項	6
1		入札参加者の構成等	6
2		入札参加者の参加資格要件	7
3		参加資格の確認基準日1	1
4		参加資格の喪失	1
第3	3 ₫	章 入札手続きに関する事項1	2
1		入札スケジュール1	2
2		入札説明書等の交付1	2
3		資料の配布・閲覧1	2
4		入札説明書等に関する説明会1	3
5		入札説明書等に関する質問の受付及び回答公表1	4
6		入札説明書等に関する質問への回答1	4
7		参加資格審査の受付1	4
8		参加資格審査結果の通知1	5
9		参加資格審査結果への理由説明の受付1	5
1	0	対話の実施 1	5
1	1	対話による共有認識事項・質問回答等の通知1	6
1	2	入札提案書類の受付1	6
1	3	入札及び開札 1	6
1	4	ヒアリング 1	7

## (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業 入札説明書

1.	5 入札価格の算定方法	17
1	6 予定価格	18
1	7 入札参加に関する留意事項	18
18	3 再度入札	19
第 4	章 事業者の選定に関する事項	20
1	選定委員会の設置	20
2	入札方法	20
3	審査の方法	20
4	落札者の決定	20
5	入札の中止等	21
6	落札者を決定しない場合	21
7	結果の通知及び公表	21
第5	章 事業契約に関する事項	22
1	基本協定の締結	22
2	選定事業者との仮契約の締結	22
3	事業契約に係る議会の議決(本契約の締結)	22
4	契約を締結しない場合	22
5	特別目的会社(SPC)の設立等	22
6	事業者の事業契約上の地位	22
7	費用の負担	23
8	入札保証金	23
9	契約保証金	23
第6	章 事業実施に関する事項	24
1	誠実な事業の遂行	24
2	市による本事業の実施状況の確認	24
3	事業期間中の選定事業者と市の関わり	24
4	支払い手続き	24
第 7	章 その他	25
1	入札説明書等に関する問合せ先	25
別刹	t1 入札価格の算定方法について	26
1	サービス対価の構成	26
2	サービス対価の算定方法	27
別刹	t 2 サービス対価の構成及び支払方法	33
1	サービス対価の構成	33
2	サービス対価の支払方法	34

## (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業 入札説明書

3	サービス対価の改定	36
別紙	3 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法	39
1	減額等の対象	39
2	減額等の措置を講じる事態	39
3	減額等の決定過程	39
4	サービス対価Cの変動料金の減額	40
5	サービス対価C総額の減額	40

## 第1章 特定事業の概要

## 1 事業名称

(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業

## 2 事業に供される公共施設等の種類

学校給食センター

## 3 公共施設等の管理者の名称

川越市長 川合 善明

## 4 本事業の目的

市の学校給食は、昭和44年から共同調理場方式を取り入れ、現在、4つの学校給食センターにおいて、市内小・中・特別支援学校の計55校に給食を提供している。このうち、昭和56年竣工の藤間学校給食センター及び昭和59年竣工の吉田学校給食センターは、施設設備の老朽化が著しく、今後の安定的な給食の提供のために施設の更新が求められている。また、平成5年に改築された今成学校給食センターでは、1日に2回の調理を行っており、安全な給食の提供のためにも1日1回の調理とすることが求められている。

そこで、藤間学校給食センターと吉田学校給食センターの食数分と、今成学校給食センターでの食数の一部を合わせた給食提供能力を有する学校給食センターを新たに整備することとし、 平成25年11月、「(仮称)川越市新学校給食センター整備基本計画」を策定し、施設の基本理 念や施設整備、維持管理・運営の考え方、事業手法などについて取りまとめたところである。

本事業は、新たな学校給食センターの整備・運営について、安全・安心でおいしい給食の提供ができる施設として、施設整備、維持管理・運営の質の高いサービスの提供を効率的に実施することを目的とする。

## 5 事業方式

本事業は、選定事業者がPFI法に基づき、本施設の設計及び建設を行った後、施設を市に引き渡した上で、事業期間修了までの間、本施設の運営及び維持管理を実施するBTO方式とする。

## 6 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から平成44年8月までとする。

設計・建設期間	平成 27 年 12 月~平成 29 年 8 月
開業準備期間	平成29年8月(夏季休業期間中)
維持管理・運営期間	平成 29 年 9 月~平成 44 年 8 月 (約 15 年間)

## 7 事業の対象範囲

## (1) 設計業務

- ① 事前調査業務
- ② 建築本体(建築物、建築付帯設備等)に係る設計業務
- ③ 厨房設備に係る設計業務
- ④ 工事開始までに必要な関連諸手続き

## (2) 工事監理業務

#### (3) 建設業務

- ① 建設工事業務
- ② 厨房設備の調達・設置業務

#### (4) 各種備品調達等業務

- ① 各種備品の調達・設置業務
- ② 各種備品の台帳作成業務

#### (5) 開業準備及び引渡業務

- ① 開業準備業務
- ② 引渡業務

#### (6) 維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 厨房設備保守管理業務
- ④ 各種備品保守管理等業務
- ⑤ 外構等保守管理業務
- ⑥ 清掃業務
- ⑦ 警備業務
- ⑧ 長期修繕計画業務(大規模修繕は除く)

## (7) 運営業務

- ① 献立作成支援業務
- ② 検収補助業務
- ③ 調理等業務

- ④ 洗浄·残菜等処理業務
- ⑤ 配送・回収業務
- ⑥ 食材一次加工業務
- ⑦ 衛生管理業務
- ⑧ 運営備品更新等業務
- ⑨ 食育支援業務

## (8) 自由提案事業

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・提供食数の決定
- · 献立作成
- ・食材調達及び検収
- ・主食(ご飯、パン・麺)・牛乳・直送品の配送
- ・検食
- ・配送校内での配膳
- ・給食費の徴収管理
- ・児童・生徒への食育業務
- ・ 見学等への対応

## 8 公共施設等の概要

## (1) 立地条件

- ① 事業用地 川越市大字菅間字石橋 18-1
- ② 用途地域 無指定 (市街化調整区域B地区)
- ③ 建ペい率 60%
- ④ 容積率 200%
- ⑤ 敷地面積 約13,000 m²
- ⑥ 所有者 川越市土地開発公社(市にて取得予定)

## (2) 施設概要

- ① 提供食数 1日当たり約12,000食
- ② 対象学校 小学校 12 校、中学校等 12 校

## (3) 施設の構成

詳細は、要求水準書に記載する。

	区分	区域	必要とする機能・諸室
本	給食	汚染	プラットホーム、検収室、器具洗浄室、下処理室、肉釜割
体	エリア	作業区域	室、調味料計量室、冷蔵庫、冷凍庫、油庫、洗浄室、廃棄
施			物庫、残菜処理室、配送・回収室等
設		非汚染	上処理室、調理室、揚・焼・蒸物室、果物室、和え物室、
		作業区域	食物アレルギー対応食調理室、コンテナ室、洗浄室、消毒
			保管庫、器具洗浄室等
	一次加工エリア		プラットホーム・検収室、下処理室、加工・ブランチング
			室、包装室、器具洗浄室、保冷室、冷却室、冷凍室等
	一般	調理員区域	調理員用更衣室、調理員用便所、調理員休憩室、調理員用
	エリア		食堂、洗濯乾燥室等
		管理・来客	玄関、市職員用事務室、事業者用事務室、来客用便所、研
		区域	修室、見学通路、機械室等
付帯施設 (外構を含む)		構を含む)	配送車車庫、駐車場、駐輪場、除害施設等

#### (4) 土地の使用に関する事項

市は、本事業に供する事業用地を設計・建設期間中、選定事業者に無償で貸与する。

## 9 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、次のとおりである。詳細については別紙 2「サービス対価の構成及び支払方法」を参照すること。

## (1) 設計及び建設業務に係る対価

市は、選定事業者が実施する施設の設計及び建設業務に係る対価の一部として、あらかじめ 定める額を選定事業者が市に施設を引き渡した後に一括で支払う。また、市は、選定事業者が 実施する施設の設計及び建設業務に係る対価として、一括支払い分を控除した額を、維持管理・ 運営期間にわたり元利均等方式により選定事業者に支払う。

#### (2) 維持管理業務及び運営業務に係る対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営業務に係る対価を、維持管理・運営期間にわたり選定事業者に支払う。

## (3) 自由提案事業に係る収入

選定事業者の提案による自由提案事業に係る収入は、直接事業者の収入となる。

## 10 市による事業の実施状況の確認(モニタリング)

市は、本事業の実施状況の確認(以下「モニタリング」という。)を行い、事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行なうことがある。

モニタリング方法及びサービス対価の減額方法については、別紙 3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」によるものとする。

## 11 事業のスケジュール

事業のスケジュールは次のとおりである。

落札者決定	平成27年9月中旬
基本協定の締結	平成27年9月下旬
特定事業仮契約の締結	平成 27 年 10 月中旬
事業契約に係る議会議決 (本契約の締結)	平成 27 年 12 月
設計・建設期間 (開業準備期間を含む)	平成 27 年 12 月~平成 29 年 8 月 31 日
引渡し	平成 29 年 8 月 31 日
供用開始	平成 29 年 9 月 1 日
事業終了	平成 44 年 8 月 31 日

## 12 事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業を実施するにあたって、事業者は関連する各種法令(施行令及び施行規則等を含む)、 条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本事業の要求水準に 照らし、準備すること。

## 第2章 入札参加者に必要な資格に関する事項

## 1 入札参加者の構成等

## (1) 入札参加者の構成

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、次に掲げる企業により構成されるグループとする。なお、設計企業、建 設企業、厨房設備企業、維持管理企業、運営企業及びその他企業は、それぞれ、一企業 とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
  - (ア) 本施設の設計業務を行う企業(以下、「設計企業」という。)
  - (イ) 本施設の建設業務を行う企業(以下、「建設企業」という。)
  - (ウ) 本施設の厨房設備の設計・調達・設置業務を行う企業(以下、「厨房設備企業」という。)
  - (エ) 本施設の工事監理業務を行う企業(以下、「工事監理企業」という。)
  - (オ) 本施設の維持管理業務を行う企業(以下、「維持管理企業」という。)
  - (カ) 本施設の運営業務を行い、特別目的会社(以下、「SPC」という。)に運営業務に従事する責任者を配置する企業(以下、「運営企業」という。)
- (キ) 本施設に関して(ア)~(カ)に含まれない業務を行う企業(以下、「その他企業」という。)
- イ 入札参加者のうち、SPCに出資し、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を構成 員という。SPCに出資しないものの、SPCから直接業務を受託又は請け負う者を協 力企業という。
- ウ 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定めること。代表企業は、企業グループ全体 を代表し、各種手続きを行う窓口となること。
- エ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。
- オ 構成員及び協力企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託又は 下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結 する前に市に通知し、同意を得ること。
- カ 落札者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社としてSPCを 設立するものとし、構成員はSPCに対して出資を行うこと。また、構成員での出資比 率は、SPCの全株式の50%を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比 率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有 し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処 分を行ってはならない。
- キ 構成員の1者以上は、川越市内に本店を有する者とすること。

## 2 入札参加者の参加資格要件

#### (1) 入札参加者の参加資格要件(共通)

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の要件を満たすことと。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ウ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- エ 川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- オ 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て がされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可 決定を取り消されていない場合を除く。
- キ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立て がなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認 可決定を取り消されていない場合を除く。
- ク 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始 の申立てがなされている者でないこと。
- ケー上記カ、キ、クに類似する倒産手続の申立てがなされている者でないこと。
- コ 手形交換所における取引停止処分を受けている者など経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- サ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- シ 市が今後作成する予定としている「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争 入札参加資格者名簿」(以下、「本事業登録参加者名簿」という。) に登載されている者で あること。なお、平成25・26年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている 者は、本事業登録参加者名簿に登載されている者とみなす。
- ス 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者でないこと。または、当該アドバイザー業 務に関与した者と資本関係又は人的関係がない者であること。なお、本事業に係るアド バイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
  - (ア) パシフィックコンサルタンツ株式会社
  - (イ) 日比谷パーク法律事務所
- セ 選定委員会の委員及び委員と資本関係又は人的関係がない者であること。
- ソ 他の入札参加者の構成員及び協力企業と資本関係又は人的関係がない者であること。
- タ 入札参加者の同一のグループにおいて、構成員及び協力企業同士に資本関係又は人的関係がない者であること。
  - ※上記ス、セ、ソ及びタの資本関係又は人的関係とは次のことをいう。

## (7) 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下、「更生会社等」という。)である場合を除く。

- (a) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社 の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### (4) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(a)については、会社の一方が更生 会社等である場合を除く。

- (a) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合
- (b) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

#### (2) 入札参加者の参加資格要件(業務別)

入札参加者の構成員及び協力企業は、前項(1)の他、業務ごとに次の要件を満たしていること。 ただし、工事監理業務と建設業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面において、関連が ある企業同士が実施してはならない。

## ① 設計業務及び工事監理業務を行う者

設計企業及び工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、設計業務を 行う者で複数の企業の共同とする場合は、少なくとも1者が次の全ての要件を満たし、他の 者はア、イ、ウの要件を満たすこと。なお、設計企業及び工事監理企業は、構成員又は協力 企業とすること。

- ア 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の 登録を受けた者であること。
- イ (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において「建築設計」に登載されていること。
- ウ HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。
- エ 平成15年4月以降に延床面積3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設の実施設計の完了実績を有していること。
- オ 平成 15 年 4 月以降に、学校給食施設又は集団調理施設の実施設計の完了実績を有していること。

※上記ウのHACCP対応施設に対する相当の知識等を有していることとは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業 等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、 ドライシステムの学校給食の設計実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する講習会の受講実績又は審査員資格等を有しているものとする。

## ② 建設業務を行う者

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業の共同とする場合は、少なくとも1者が次の全ての要件を満たし、他の者はア及びイの要件を満たすこと。なお、建設企業のうち少なくとも1者は構成員とすること。

- ア 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定により、建築工事業、電気工事業 または管工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において「建築」、 「電気」、又は「管」に登載されていること。
- ウ 建築一式工事において、直近の経営事項審査の総合評定値が800点以上であること。
- エ 3,000 ㎡以上の公共施設 (鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新築工事) において、元請 又は JV の幹事会社として完工した実績を有していること。
- オ 当該建築工事に対応する主任技術者等を建設業法に従い施工現場に配置できること。

## ③ 厨房設備業務を行う者

厨房設備企業は、次の要件を満たしていること。複数の企業の共同とする場合も全ての企業が次の要件を満たしていること。なお、厨房設備企業のうち少なくとも1者は構成員とすること。

- ア 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。
- イ (仮称) 川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において「物品納 入」及び「維持管理業務」に登載されていること。

#### ④ 維持管理業務を行う者

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。複数の企業の共同とする場合も全ての企業が次の要件を満たしていること。なお、維持管理企業は、構成員又は協力企業とすること。

- ア 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。
- イ (仮称) 川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において「維持管理業務」に登載されていること。

#### ⑤ 運営業務を行う者

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。ただし、複数の企業の共同とする場合は、少なくとも1者が次の全ての要件を満たし、他の者はイの要件を満たすこと。なお、運営企業のうち次の全ての要件を満たす1者は構成員とすること。

- ア 学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績及び運営能力を有していること。
- イ (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において「維持管

理業務」に登載されていること。

ウ HACCP対応に対する相当の知識を有していること。

※上記ウのHACCP対応施設に対する相当の実績等を有していることとは、HACCP 認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業 等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、 ドライシステムの学校給食の運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HAC CPに関する講習会の受講実績又は審査員資格等を有しているものとする。

## ⑥ その他業務を行う者

その他企業は、次の要件を満たしていること。なお、その他企業は、構成員又は協力企業とすること。

- ア 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。
- イ (仮称) 川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加者名簿において「物品納 入」又は「維持管理業務」に登載されていること。

#### (3) (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争入札参加資格者名簿の登載

入札参加者の構成員及び協力企業は、「(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業競争 入札参加資格者名簿」に登載されている者であること。なお、平成25・26年度川越市競争入 札参加資格者名簿に登載されている者は、本事業登録参加者名簿に登載されている者とみなす ので、資格審査を受ける必要はない。

競争入札参加資格に関して、市は、本事業登録参加者名簿に登載させるための資格審査の受付を以下のとおり実施する。本事業登録参加者名簿の登載は、本事業にのみ適用されるものであり、市が実施する他の入札の参加資格を認めるものではない。

ア 受付方法:郵送による申請

イ 送付先 : 〒350-8601 川越市元町 1-3-1

川越市役所 総務部 契約課 工事担当 宛

ウ 受付期間:平成27年4月8日(水)~平成27年4月10日(金)まで(必着)

## 3 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、資格審査受付日とする。

## 4 参加資格の喪失

- ① 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- ② 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員又は協力企業が入札参加 資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から 除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った 場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入 札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予 定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した 場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことがで きるものとする。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基 準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

## 第3章 入札手続きに関する事項

## 1 入札スケジュール

入札に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

入札公告及び入札説明書等の交付	平成 27 年 3 月 25 日 (水)
資料の配布・閲覧	平成27年4月2日(木)~4月10日(金)、
貝がの配利・周見	5月7日(木)・5月8日(金)
入札説明書等に関する説明会	平成 27 年 3 月 30 日 (月)
入札説明書等に関する質問の受付	平成27年4月2日(木)~8日(水)
入札説明書等に関する質問への回答公表	平成 27 年 4 月 30 日 (木)
参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付	平成 27 年 5 月 12 日 (火)
参加資格審査結果の通知	平成 27 年 5 月 20 日 (水)
参加資格審査結果への理由説明の受付	平成27年5月21日(木)~25日(月)
対話の受付	平成 27 年 5 月 25 日 (月)
参加資格審査結果への理由説明への回答	平成 27 年 5 月 29 日 (金)
対話の実施	平成 27 年 6 月 22 日 (月)
対話による共有認識事項の通知	平成 27 年 6 月 30 日 (火)
入札及び提案書の受付及び開札	平成 27 年 7 月 21 日 (火)
ヒアリング	平成27年8月下旬
落札者の決定及び公表	平成27年9月中旬
基本協定の締結	平成27年9月下旬
仮契約の締結	平成 27 年 10 月中旬
事業契約に係る議会の議決(本契約の締結)	平成 27 年 12 月

## 2 入札説明書等の交付

市ホームページにおいて公表するので、ダウンロードすること。

## 3 資料の配布・閲覧

## (1) 資料の配布

以下の資料を配布する。配布については、次のとおりとする。

- ・配布資料1 敷地測量図 (CADデータ)
- ・配布資料 2 公立学校施設台帳 (施設の配置図・平面図)
- ・配布資料3 菅間学校給食センター平面図

## ① 配布期間及び配布場所

ア 期 間: 平成27年4月2日(木)~平成27年4月10日(金)

平成27年5月7日(木)及び5月8日(金)

平日 午前9時~午後5時

イ 場 所:第7章の1「入札説明書等に関する問合せ先」とする。

#### ② 誓約書の提出

配布資料2の希望者は、別添資料2「様式集」様式1-1「配布資料に係る誓約書」に必要 事項を記載、押印の上、持参すること。

#### (2) 地質調査報告書の閲覧

## ① 閲覧期間及び閲覧場所

ア 期 間: 平成27年4月2日(木)~平成27年4月10日(金)

平成27年5月7日(木)及び5月8日(金)

平日 午前9時~午後5時

イ 場 所:第7章の1「入札説明書等に関する問合せ先」とする。

※閲覧にあたっては、上記問い合わせ先に事前に電話連絡し、了解を得た上で来室のこと。

## 4 入札説明書等に関する説明会

#### (1) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会の実施については、次のとおりとする。

## ① 説明会開催日及び開催場所

ア 日 時: 平成27年3月30日(月)午後2時30分~午後3時30分

イ 場 所:川越市東部地域ふれあいセンター

川越市並木 452-1 (JR 川越線南古谷駅から徒歩 6 分)

## ② 申込方法

申込みは、別添資料 2「様式集」様式 1-2「入札説明書等に関する説明会参加申込書」に 必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名には〔説明会参加申 込書〕と記載すること。

#### ③ 参加申込期限

平成27年3月27日(金) 午後5時まで

#### ④ 送付先

第7章の1「入札説明書等に関する問合せ先」とする。

※説明会で入札説明書等の資料配布は行いません。

※できるだけ公共交通機関でお越しください。

## 5 入札説明書等に関する質問の受付及び回答公表

入札説明書等に関する質問の受付は、次の手順により行う。

#### (1) 質問の方法

質問は、別添資料 2「様式集」様式 1-3「入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には〔質問書〕と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く 24 時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、下記に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

#### (2) 受付期間

平成27年4月2日(木)~平成27年4月8日(水) 午後5時まで

#### (3) 送付先

第7章の1「入札説明書等に関する問合せ先」とする。

## 6 入札説明書等に関する質問への回答

#### (1) 「入札説明書等に関する質問」の回答公表

質問及び質問に対する回答は市ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、 ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると 考えられるものは公表しない。

#### (2) 回答公表日及び通知

平成 27 年 4 月 30 日(木)

## 7 参加資格審査の受付

入札に参加を希望する者は、参加資格審査に関する提出書類を次のとおり提出し、市の確認 を受けなければならない。

#### (1) 提出書類

別添資料2「様式集」に示すとおりとする。

#### (2) 提出方法

持参又は書留郵便によるものとする。

#### (3) 提出期間

平成27年5月12日(火) 午後5時まで

#### (4) 提出場所

第7章の1「入札説明書等に関する問合せ先」とする。

## 8 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の確認結果は、参加資格審査の確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、平成27年5月20日(水)までに書面により通知する。

## 9 参加資格審査結果への理由説明の受付

参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を 求めることができる。

#### (1) 提出書類

様式は自由とする。(ただし、代表企業の代表者印を要する。)

#### (2) 提出方法

持参又は書留郵便によるものとする。

#### (3) 提出期間

平成27年5月21日(木)~平成27年5月25日(月)午後5時まで

#### (4) 提出場所

第7章の1「入札説明書等に関する問合せ先」とする。

## (5) 理由説明への回答

市は説明を求められた場合、平成27年5月29日(金)までに説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して書面により回答する。

## 10 対話の実施

## (1) 対話の目的

市は、参加資格審査通過者との個別対話の場を設ける。この対話は、市及び入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解することを目的としている。

## (2) 対話参加者

参加資格審査通過者で対話を希望する者

#### (3) 申込方法

市は、参加資格審査通過者に対し、「対話実施要領」を配付する。対話を希望する者は、「対話実施要領」に従い、申し込みを行うこと。

#### (4) 申込期間

平成27年5月25日(月)午後5時まで

#### (5) 対話実施日

平成27年6月22日(月)

## (6) 対話における議題・質問等

市は、対話の実施に先立ち、対話における議題・質問等を受付ける。また、市及び入札参加者の相互の意思疎通を円滑に図るために、必要がある場合は、入札参加者が対話の場で図面、資料等を提示することも可能とする予定である。詳細は、「対話実施要領」において確認すること。

## 11 対話による共有認識事項・質問回答等の通知

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有 認識事項・質問回答等として、対話を行った入札参加者に通知する。ただし、入札参加者の提 案ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが あると考えられるものについては通知しない。

## (1) 回答通知日

平成27年6月30日(火)

## 12 入札提案書類の受付

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札提案書類を次のとおり提出すること。

#### (1) 提出日時

平成27年7月21日(火)午前9時から午後2時まで

#### (2) 提出場所

第7章の1「入札説明書等に関する問合せ先」とする。

#### (3) 提出書類の作成方法等

別添資料2「様式集」に示すとおりとする。

#### (4) 提出方法

持参又は書留郵便によるものとする。

## 13 入札及び開札

入札及び開札は、入札参加者立会いのうえ、次のとおり行うものとする。なお、開札は即時 開札を行う。

## (1) 日時

平成27年7月21日(火)午後4時

## (2) 場所

川越市役所3A会議室(本庁舎3階)

## (3) 価格確認等

開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であることの確認を行い、予定価格の範囲内

で入札した入札参加者を選定の対象とする。入札価格が予定価格を超えている場合は、その入 札は無効となり当該入札参加者は失格となる。その場で当該入札参加者に通知する。なお、開 札時には選定の対象となった入札参加者を公表し、入札価格の公表は行わない。

#### (4) 入札時の注意事項

- ア 入札参加者は、川越市契約規則、入札説明書、入札参加資格者の遵守事項等及び現場を 熟知のうえ入札しなければならない。
- イ 入札手続きについては、入札参加者の代表企業が行うこと。
- ウ 入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。
- エ 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、入札箱に投函しなければならない。
- オ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、代理人にその委任状(様式 2-4) を提 出させなければならない。
- カ 入札参加者又は入札参加者の代理人は身分を証明できるもの(社員証、運転免許書等) を持参すること。
- キ 入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反する行為 を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、事業契約の解除等 の措置をとる。
- ク 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対するその他の入札参加者の代理人 を兼ねることはできない。
- ケ 入札参加者又は入札参加者の代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係 のない市職員を立ち会わせるものとする。
- コ 入札及び開札に立ち会うことができる者は、入札参加者1者について1名限りとし、入 札室に立ち入ることができる者も原則として同様とする。
- サ 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

## 14 ヒアリング

提案書類審査にあたって、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施 時期は平成27年8月下旬を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業 に通知する。

## 15 入札価格の算定方法

#### (1) 入札価格の算定方法

市が支払うサービス対価の合計を入札価格とすること。入札価格の算定方法等については別紙1「入札価格の算定方法について」及び別紙2「サービス対価の構成及び支払方法」を参照すること。

## (2) 交付金の考え方

交付金の考え方については別紙1「入札価格の算定方法について」及び別紙2「サービス対価 の構成及び支払方法」を参照すること。

## 16 予定価格

#### (1) 予定価格

本事業の予定価格は、参加資格審査が行われた後に公表する。ただし、入札参加資格を得た者が1者の場合、予定価格の公表は行わないものとする。

#### (2) 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

## 17 入札参加に関する留意事項

## (1) 公正な入札の確保

入札参加者は、以下の禁止事項に抵触した場合には、本事業への入札参加資格を失うものとする。

- ア 入札にあたって、入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 入札にあたって、入札参加者は競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及び提 案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなけれ ばならない。
- ウ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格及び提案内容等を 意図的に開示してはならない。
- エ 入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関して、川越市新学校給食センター整備運営事業者選定委員会の委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりする等によって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけてはならない。

#### (2) 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

#### (3) 入札提案書類作成要領

入札提案書類を作成するにあたっては、別添資料2「様式集」に示す指示に従うこと。

#### (4) 入札の辞退

入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、入札を辞退する場合は、入札書類提出期限までに、別添資料 2「様式集」様式 3「入札辞退届」を担当部局まで提出すること。

## (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格がない者又は入札参加資格確認書を受領しなかった者が行った入札

- イ 入札参加表明書に記載された入札参加者の代表企業以外の者が行った入札
- ウ 入札者の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記入のない入 札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札
- エ 誤字又は脱字により入札者の意思表示が不明確な入札書によって行われた入札
- オ 入札参加資格確認後、入札日までに入札参加資格要件を欠いた者を構成員又は協力企業 として構成している入札参加者が行った入札
- カ 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- キ 件名、その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない 入札書によって行われた入札
- ク 同一入札について入札参加者又は入札参加者の代理人が二以上の入札をしたときは、そ の全部の入札
- ケ 同一入札について入札参加者及び入札参加者の代理人がそれぞれ入札したときは、その 双方の入札
- コ 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札
- サ 代理人で委任状を提出しない者が行った入札
- シ 明らかに連合によると認められる入札
- ス 入札書別紙が同封されていない入札及び入札書別紙に不備等がある入札
- セ その他入札の条件に違反した入札又は入札執行官の指示にしたがわない者の入札

## (7) 入札提案書類の取り扱い

#### ① 著作権

提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

#### ② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて 保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、 運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

#### 18 再度入札

市が「第3章 16 予定価格」により予定価格を公表しない場合で、かつ、予定価格の範囲 内の入札がない場合は、市が指定する日時において再度の入札を行うことができる。当該再 度入札の回数は1回とする。なお、予定価格を公表した際は再度入札を行わない。

## 第4章 事業者の選定に関する事項

## 1 選定委員会の設置

最優秀提案の選定にあたり、市は、学識経験者及び市職員等から構成される「川越市新学校 給食センター整備運営事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

選定委員会は以下の委員で構成される。なお、委員会は非公開とする。

委員:	長	秋山	哲一	東洋大学理工学部建築学科教授	
副委員	長	堀瑞	薫	女子栄養大学栄養学部准教授	
		遠藤	健	株式会社日本政策投資銀行地域企画部課長	
委	員	奥山	秀	川越市 副市長	
		伊藤	明	川越市 教育長	

## 2 入札方法

本事業は、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定にあたっては、設計・建設能力、維持管理能力、運営能力、事業計画能力及び市の財政支出額等を総合的に評価するため、総合評価一般競争入札を行う。

## 3 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

#### (1) 資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を選定委員会及び入札参加者に通知する。

#### (2) 提案審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、選定委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案を選定する。評価項目や評価方法は、落札者決定基準に示す。

## 4 落札者の決定

選定委員会は、入札提案内容に対する「加点審査」及び入札価格に対する「価格審査」を実施のうえ、それぞれを点数化し、これらを合算した得点が最も高い入札参加者の提案を最優秀提案として選定する。市は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

## 5 入札の中止等

入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、 入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

## 6 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

## 7 結果の通知及び公表

落札者の決定結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

## 第5章 事業契約に関する事項

## 1 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び入札提案書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定 の締結により、落札者を選定事業者とする。

## 2 選定事業者との仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて選定事業者が設立したSPCと本事業についての仮契約を締結する。

## 3 事業契約に係る議会の議決(本契約の締結)

仮契約は、市議会の議決を経て本契約となる。

## 4 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成員又は協力企業を補充し、市が入札参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

## 5 特別目的会社 (SPC) の設立等

落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社として本事業を経営するにあたり妥当な資本金を持ったSPCを川越市内に設立すること。また、入札参加者の構成員によるSPCへの出資比率が50%を超えること。なお、代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大とすること。

#### 6 事業者の事業契約上の地位

SPCへのすべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、 市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行っ てはならない。

## 7 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は選定事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は選定事業者の負担とする。

## 8 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 9 契約保証金

契約保証金は、サービス対価A及びB(設計・建設業務の対価相当分)の事業期間合計に消費税及び地方消費税相当額を加算した額(但し、サービス対価Bの割賦支払に係る金利相当額を除く。)の10分の1以上を預託すること。ただし、市又は選定事業者を被保険者とし、履行保証保険契約を自ら締結し、又は工事請負人等をしてかかる履行保証保険契約を締結させた場合、市は契約保証金を免除する。

## 第6章 事業実施に関する事項

## 1 誠実な事業の遂行

事業者は、別添資料 5「事業契約書(案)」に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

## 2 市による本事業の実施状況の確認

#### (1) 設計及び建設業務の実施状況の確認

設計及び建設業務の実施状況の確認については、別添資料 5「事業契約書(案)」に定めると ころにより実施する。

#### (2) モニタリング

維持管理及び運営業務の実施状況の確認については、別紙3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定めるところにより実施する。

## (3) サービス対価の減額

事業契約書及び要求水準書に定められた性能が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。サービス対価の減額については、別紙3「モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法」に定めるところにより実施する。

## 3 事業期間中の選定事業者と市の関わり

- ア 本事業は選定事業者の責において遂行される。市は前項のとおり、事業実施状況につい て確認を行う。
- イ 市は本事業の安定的な継続を図るために、選定事業者に対して本事業に関して資金を融 資する金融機関と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

## 4 支払い手続き

支払い手続きについては、別紙2「サービス対価の構成及び支払方法」に定めるところによる。

# 第7章 その他

## 1 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

① 担当部署 川越市教育委員会学校教育部学校給食課施設担当

② 所 在 地 〒350-0832 埼玉県川越市大字菅間 18-9

③ 電 話 (049)223-6035

④ F A X (049) 223-0935

⑤ 電子メールアドレス gakokyushoku@city.kawagoe.saitama.jp

⑥ ホームページ アトーレス http://www.city.kawagoe.saitama.jp/

# 別紙1 入札価格の算定方法について

## 1 サービス対価の構成

市が事業者に支払うサービス対価は以下のとおりである。

費用項目 支払の業務対象			支払の業務対象		
	<b>₩</b>	A	②起債対象となる設計・建 ・設計業務に係る費用の ・工事監理業務に係る費	うち実施設計費	
サービス対	設計・建設業務の対価	В	・建設業務に係る賃用 (解体・撤去、建築物、建築内帯設備、外構) ①設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る費用のうち、サービス対価Aを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ・多種備品の台帳作成業務費 ・別業準備及び引渡業務に係る費用 ・開業準備業務費 ・引渡業務費 ・引渡業務費 ・引渡業務費 ・引渡業務費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
<b>汽</b> 伍	維持管理・運営業務の対価	С	①学校給食調理 固定費 ②学校給食調理 変動費 ③食材一次加工 業務費 ④配送車の燃料費 ⑤光熱水費	以下の費用について、事業者が固定費又は変 動費として算定し提案する。 ・施設の保守管理 ・清掃 ・警備 ・車両調達 ・人件費 ・SPC経費 ・備品更新費 ・残菜処理費(堆肥化) 等 人件費、諸経費 等	

## 2 サービス対価の算定方法

## (1) サービス対価Aの算定方法

設計・建設業務の対価のうち、施設引渡し後に一括で支払うサービス対価Aは、以下のとおり算定し、提案を行うものとする。

以下の表に示す文部科学省学校施設環境改善交付金の内容は、現在の「学校施設環境改善交付金交付要綱」に基づき算定した試算額及び算定式である。実際に支払う交付金額は、平成29年度時点の同要綱に基づいて算定した額となる。サービス対価Aの変動に係るリスクは事業者において対応することを前提に提案を行うこと。

	項目	内容
サー 文部科学省学校 ビ 施設環境改善交		①学校給食施設の改築に係る交付金 369,098 千円
ス 対 価 A	付金 (①+②)	②太陽光発電等の整備に関する事業に係る交付金 太陽光発電の設備容量(kw)×太陽光発電単価※(円/kw)×1/2 ※太陽光発電単価(円/kw): 100kw 超える場合 737,000(円/kw)
(1) + (2)	起債による一括	③起債(補助金基本額部分) {(①×3)×2/3+(②×2)×1/2}×90%
(1) + (2) + (3) + (4)	支払金 (③+④)	<ul><li>④起債(継足単独分)</li><li>{(起債対象となる設計・建設業務に係る費用の合計額) - (補助基本額:(①×3) + (②×2))} ×75%</li></ul>

## (2) サービス対価Bの算定方法

設計・建設業務の対価のうち、維持管理・運営期間にわたり平準化して支払うサービス対価 Bは、応募者が提案する「1 サービス対価の構成」に示すサービス対価B①~④割賦元金とし、 応募者が提案する割賦金利を加え、15 年間の元利均等方式によって算定し、提案を行うもの とする。

項目	内容
割賦元金	サービス対価B①~④
割賦金利	基準金利+スプレッド(事業者の提案による利鞘)

基準金利は、次のとおりとする。

項目	内容
基準金利	平成 27 年 6 月 22 日の午前 10 時現在基準金利 (6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物円-円金利スワップレート (TSR)
金利確定日	施設引渡し予定日の2銀行営業日前 (銀行営業日でない場合はその前営業日)

## (3) サービス対価 Cの算定方法

## ① サービス対価 C の算定方法

維持管理・運営業務の対価であるサービス対価Cは、以下のとおり構成される。それぞれ以下のとおり算定し、提案を行うものとする。

項目		内容
	①学校給食調理 固定費	<ul> <li>施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及びSPC経費等に係る費用が含まれることを想定している。</li> <li>固定費は、各年度、応募者が提案する一定の額とする。ただし、平成29年度(供用開始初年度)は他の年度の7/12、平成44年度(事業最終年度)は他の年度の5/12を乗じた金額とする。</li> </ul>
	②学校給食調理 変動費	<ul><li>・ 提供食数に応じて変動する人件費、食器、残滓処理費等に係る費用が含まれることを想定している。</li><li>・ 変動費は、各期における合計の提供食数(後述②「提供給食数」を参照のこと。)に対し、応募者が提案する1食単価を乗じた額とする。</li></ul>
	③食材一次加工 業務費	・ 食材一次加工業務の実施に係る人件費、諸経費等が含まれる。
サービス対価C	④配送車の 燃料費	<ul> <li>配送車に使用する燃料費が含まれる。</li> <li>配送車の燃料費は、応募者が提案する燃料単価に応募者が提案する使用量を乗じた額を支払うものである。</li> <li>支払いにおいて市は、実使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての配送車燃料費は支払わない。</li> </ul>
	⑤光熱水費	<ul> <li>施設内で必要となる光熱水費が含まれる。</li> <li>光熱水費は、応募者が提案する電気、ガス、水道等の単価に応募者が提案する使用量を乗じた額を支払うものである。</li> <li>支払いにおいて市は、実使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費についても、応募者が提案する単価に応募者の提案する使用量を乗じた額を支払う。市が使用する光熱水費については、実使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費を支払う。</li> <li>上下水道単価は、川越市の平成27年6月1日(月)現在の単価を参照し提案すること。</li> <li>電気料金は、基本料金及び単価の根拠を示すこと(その後の物価変動も当該根拠に準じる)。</li> </ul>

## ② 提供給食数の考え方

#### ア 年間提供食数

学校給食調理は、次の年間合計提供食数があるものとして算定し、提案を行うものとする。

	年度	期間	1日の食数	年間提供日数	年間合計提供食数
1	平成 29 年度	9月~3月	12,141 食	111 日/年	1,345,000 食
2	平成 30 年度	4月~3月	12,191 食	190 日/年	2,316,000食
3	平成 31 年度	4月~3月	12,145 食	190 日/年	2,307,000 食
4	平成 32 年度	4月~3月	12,154 食	190 日/年	2,309,000 食
(5)	平成 33 年度	4月~3月	12,106食	190 日/年	2,300,000 食
6	平成 34 年度	4月~3月	12,068 食	190 日/年	2, 292, 000 食
7	平成 35 年度	4月~3月	11,925 食	190 日/年	2,265,000食
8	平成 36 年度	4月~3月	11,735 食	190 日/年	2,229,000食
9	平成 37 年度	4月~3月	11,512 食	190 日/年	2, 187, 000 食
10	平成 38 年度	4月~3月	11,224 食	190 日/年	2,132,000 食
11)	平成 39 年度	4月~3月	10,849 食	190 日/年	2,061,000食
12	平成 40 年度	4月~3月	10,472 食	190 日/年	1,989,000食
13	平成 41 年度	4月~3月	10,081 食	190 日/年	1,915,000食
14)	平成 42 年度	4月~3月	9,797 食	190 日/年	1,861,000食
15	平成 43 年度	4月~3月	9,413食	190 日/年	1,788,000食
16)	平成 44 年度	4月~8月	9,238食	79 日/年	731,000 食
	事業期間 合計食数 3				

#### イ 提供対象者数の保証

市は、維持管理・運営期間中に提供する給食数について、各年度毎(5月1日時点)の 対象者数(事業者が給食を提供すべき児童・生徒数と教職員数を合算した数)が 8,000 人 以上となることを前提に提案書を求めることとする。

#### ウ 提供給食数の決定方法

市は、事業者に対し提供日の属する月の前月20日頃までに予定する給食数(以下「予定給食数」という。)を提示する。

予定給食数の提示後、学校行事等の日程変更等による変動要因が考えられるため、市は、 事業者に対し提供日の前週木曜日(ただし、該当日が祝日の場合は、その前日)までに実 施する給食数(以下「実施給食数」という。)を提示する。

予定給食数と実施給食数の差(以下「変更給食数」という。)は200食以内を基本とする。 変更給食数が200食を超える場合は協議を行うものとし、変更給食数が-200食を下回る 場合、事業者は予定給食数から200食を減じた食数により、変動料金を算定する。 なお、予定給食数においては、8,000 食/日未満の提示もあり得るが、市はこの部分について何ら保証するものではないことに留意すること。

## エ 実際の提供給食数と変動料金の算定方法

支払いに際しての実際の提供給食数と変動料金の算定の基礎となる食数の関係を次に整理する。

変更給食数 提供給食数		変動料金の算定基礎となる食数
±200 食以内	実施給食数	同左
+200 食超	予定給食数 +200 食 +事業者の応諾した食数	同左
-200 食超     実施給食数		予定給食数-200食

## ③ 食材一次加工の考え方

#### ア 食材一次加工における加工量

食材一次加工における加工量は、事業者の提案による。事業者は、要求水準書「資料 8 一次加工業務の考え方」を参考に加工量を提案し、サービス対価 C ③食材一次加工業務費を提案すること。なお、食材一次加工に係る原材料購入費は、事業者が算定する入札価格には含まないことに留意すること。

## イ 業務分担

食材一次加工業務に係る市と事業者の業務分担は以下のとおりである。

業務	事業者	市
1. 食材一次加工の取扱量の提案	0	
2. 取扱量、加工後の食材の品質の確認		
(6ヶ月の調整期間に調整)		O
3. 食材一次加工用の原材料の調達 (注文)		0
4. 食材一次加工用の原材料の購入	0	
5. 食材一次加工の実施	0	
6. 食材一次加工後の食材の検収及び使用		0
7. 食材一次加工後の食材費の事業者への支払い		0

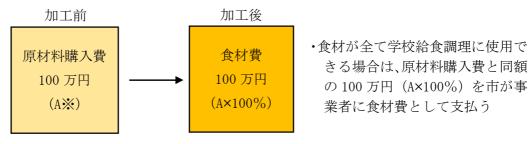
## ウ 食材一次加工に係る原材料購入費と食材費の考え方

市は、事業者が購入する食材一次加工用の原材料購入費と同じ金額について、食材一次加工後の食材を市が検収する日(学校給食調理に使用する日)の翌月に食材費として事業者に支払う。なお、食材費は、サービス対価には含まない。

ただし、学校給食調理に使用できない品質の食材については、市は検収せず、食材費の 支払対象としない。

#### 【食材費の支払い(例)】

## A:加工後の食材が全て学校給食調理に使用できる品質の場合

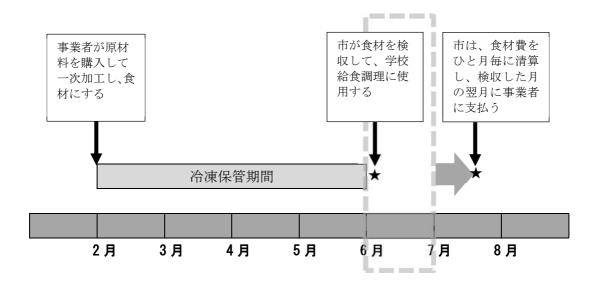


#### B:加工後の食材のうち8%が学校給食調理に使用できない品質の場合



※加工時の原材料廃棄リスクは市が負担する。よって、加工時の原材料の廃棄分を除いた 量に対して原材料購入時の金額を設定し、原材料購入費とする。

#### 【食材費の支払いの流れ例】



# 別紙2 サービス対価の構成及び支払方法

## 1 サービス対価の構成

市が事業者に支払うサービス対価の構成は以下のとおりである。

費用項目 支払の業務対象			支払の業務対象		
		A	①文部科学省学校施設環境改善交付金となる業務 ②起債対象となる設計・建設業務 ・設計業務に係る費用のうち実施設計費 ・工事監理業務に係る費用 ・建設業務に係る費用(解体・撤去、建築物、建築付属設備)		
サービス	設計・建設業務の対価	В	①設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る費用のうち、サービ価Aを控除した額 ②各種備品調達等業務に係る費用 ・各種備品の調達・設置業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ・各種備品の台帳作成業務費 ・別業準備及び引渡業務に係る費用 ・開業準備業務費 ・引渡業務費 ・引渡業務費 ・引渡業務費 ・引渡業務費 ・到渡業務費 ・到渡業務費		
対価	維持管理・運営業務の対価	С	①学校給食調理 固定費 以下の費用について、事業者が固定費又は 変動費として算定し提案する。 ・施設の保守管理 ・清掃 ・警備 ・車両調達 ・人件費 ・SPC経費 ・備品更新費 ・残菜処理費(堆肥化) 等 ③食材一次加工業務費 ・人件費、諸経費 等 ④配送車の燃料費 ⑤光熱水費		

# 2 サービス対価の支払方法

## (1) サービス対価の支払方法

サービス対価の支払い方法は以下のとおりである。

費用項目		支払方法		
<b>≘</b> 1.1	A	・事業者は、市への施設の引渡し後、30 日以内に市にサービス対価Aの請求書を提出する。 ・市は、文部科学省学校施設環境改善交付金及び起債による支払金について、一括で支払う。		
設計・建設業務の対価	В	<ul> <li>・市は、割賦元金及び割賦金利を合わせた額について、平成29年度第3四半期終了後を第1回とし、四半期ごとに計60回に分けて支払う。</li> <li>・割賦金利の計算に用いる利率は、施設引渡日の2銀行営業日前の午前10時現在基準金利(6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート(TSR))及び提案されたスプレッドの合計【】パーセントとする。</li> <li>・ただし、第1回の支払は、他の支払回における金額の120/90を乗じた額とする。</li> <li>・市は、請求書受理後、金額確定から40日以内に支払う。</li> </ul>		
サービス対価維持管理・運営業務の対価	で ①学校給食調理 ②学校給食調理 ②学校給食調理 変動サー次加工 業務配送車の燃料 費	<ul> <li>・市は、サービス対価Cの①②③④⑤をまとめて、平成29年度第3四半期分を第1回とし、四半期ごとに計60回支払う。</li> <li>・ただし、第1回の支払は、他の支払回における金額の120/90を乗じた額とする。</li> <li>・市は、請求書受理後、金額確定から30日以内に支払う。</li> <li>・市は、事業者が提案する各回の額を支払う。</li> <li>・市は、事業者が提案する食材一次加工業務単価(加工量1kg当たり)に実加工量を乗じた額を支払う。</li> <li>・市は、事業者が提案する飲料単価に事業者が提案する使用量を乗じた額を払う。</li> <li>・支払いにおいて市は、実使用量が事業者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての配送車燃料費は支払わない。</li> <li>・市は、事業者が提案する電気、ガス、水道等の単価に事業者が提案する使用量を乗じた額を支払う。</li> <li>・支払いにおいて市は、実使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費は支払わない。</li> <li>・市が市職員用事務室で使用する光熱水費についても、応募者が提案する使用量を超過する場合には超過分について、実使用量が応募者の提案する使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費を支払う。市が使用する光熱水費については、実使用量が応募者の提案する使用量を超過する場合には超過分についての光熱水費を支払う。</li> </ul>		

## (2) サービス対価の支払時期

サービス対価の支払い時期は以下のとおりである。

## 【サービス対価の支払い時期】

項目	支払対象期間	支払日
第1四半期	4月1日~6月30日	
第2四半期	7月1日~9月30日 (最終回:平成44年度は7 月1日~8月31日)	・サービス対価A:請求書受理後 30 日以内
第3四半期	10月1日~12月31日 (初回:平成29年度は9 月1日~12月31日)	・サービス対価B:請求書受理後 30 日以内 ・サービス対価C:請求書受理後 30 日以内
第4四半期	1月1日~3月31日	

## (3) 食材一次加工に係る食材費の支払時期

市は、当該月に検収した食材費を翌月に事業者に支払う。具体的な支払方法は、市と事業者との協議により決定する。

## 3 サービス対価の改定

設計・建設業務に係るサービス対価及び維持管理・運営業務に係るサービス対価について、 物価変動を踏まえて、一定の改定を行う。

## (1) サービス対価Bの改定

サービス対価Bについて、以下のとおり物価変動に基づいて改定させる。

#### ① サービス対価の改定方法

- (ア)市及び事業者は、設計・建設期間内で契約締結の日から12ヶ月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により施設整備業務に係るサービス対価が不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、市又は事業者は、相手方から請求があったときは、協議に応じなければならない。
- (イ)サービス対価の改定方法は、変動前工事費等(本契約に定められたサービス対価A及びBの合計から建中金利、融資組成手数料、事業者の会社設立費用、その他本件施設の整備に関する初期費用と認められる費用及び割賦手数料を控除した金額から、(ウ)a)の基準日における出来形(工事の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ)の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後工事費等(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費等に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前工事費等の1,000分の15を超える額(以下、「スライド額」という。)について、サービス対価Bの元本に加除し、これに基づき割賦手数料等を再算定したサービス対価Bの改定額を定めるものとする。なお、サービス対価Aの改定は行わない。
- (ウ) サービス対価の改定手続きは、次に示すとおりとする。
  - a) (ア)の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
  - b) 市は、基準日から7日以内に出来形を確認し、変動前工事費等を定め、事業者に通知する。事業者は、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。
  - c)スライド額については、本契約締結日と基準日との間の物価指数に基づき、スライド額及びサービス対価Bの改定額について、市と事業者で協議して定める。ただし、a)で定めた協議の開始日から 21 日以内に当該協議が成立しない場合には、市は、スライド額及びサービス対価Bの改定額を定め、事業者に通知する。
  - d)上記 c)の協議の開始日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、市が上記(ア)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、市に通知することができる。
- (エ)上記(ア)の規定による請求は、本条項の規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記(ア)において「本契約締結の日」とある

のは、「直前の本条項の規定に基づくサービス対価変更の基準日」と読み替えるものとする。

- (オ)特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、 施設整備業務に係るサービス対価が不適当となったと認められるときは、市又は事業者 は、前各項の規定によるほか、施設整備業務に係るサービス対価の変更を請求すること ができる。
- (カ) 予期することのできない特別な事情により、施設整備業務期間内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備業務に係るサービス対価が著しく不適当となったときは、市又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、施設整備業務に係るサービス対価の変更を請求することができる。
- (キ)上記(オ)又は(カ)の規定による請求があった場合における改定方法、改定手続きは、上 記(イ)及び(ウ)に準ずるものとするが、変動前工事費等の算定方法については、市が事業 者の意見を聴いて定め、事業者に通知するものとする。

#### ② 改定率の指標

国土交通省:建設工事費デフレーター(建築-非木造非住宅-[])

#### (2) サービス対価 Cの改定

サービス対価Cは、以下のとおり物価変動に基づいて改定させるものとする。改定は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。

改定率 $\alpha$ は、次のとおりである。

改定率 α = 改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値 改定計算時の前々年度の物価指数の年度平均値

※小数点第4位以下の端数は、切り捨てるものとする。

※計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

## ① 学校給食調理 固定費

(t 年度のサービス対価C(改定後)の固定費)

= (事業者の提案におけるサービス対価Cの固定費) × 改定率 α

#### ② 学校給食調理 変動費

(t 年度の給食1食当たりの単価(改訂後))

= (事業者の提案における給食1食当たりの単価) × 改定率α

#### ③ 食材一次加工業務費

(t 年度の食材一次加工業務費の単価(改定後))

= (事業者が提案する食材一次加工業務単価 (加工量1kg当たり)) ×改定率α

#### ④ 配送車の燃料費

(t年度の配送車の燃料費の単価(改定後))

= (事業者の提案における配送車の燃料費の単価) × 改定率 α ※提案された使用料の範囲で実際の使用量について物価変動を反映させる。

#### ⑤ 光熱水費

(t 年度の光熱水費の単価(改定後))

= (事業者の提案における光熱水費の単価) × 改定率 α

※提案された使用料の範囲で実際の使用量について物価変動を反映させる。

## 【サービス対価Cの改定方法】

費用	項目	改定費目	物価指標	改定方法
		①固定料金	消費者物価指	・毎年度6月末日までに、指標値の評価を添付した
			数(財・サービ	改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料
			ス分類指数 (全	を市に通知し、確認を受け、翌年度の固定料金を確
			国) の「サービ	定
		②変動料金	ス」)	・毎年度6月末日までに、指標値の評価を添付した
				改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料
				を市に通知し、確認を受け、翌年度の変動料金に係
				る1食当りの単価を確定
維				・サービス購入料としては、上記の変動料金単価に
維持管理				当該年度の各期における合計の提供食数を乗じた額
理	サー			を支払う。
· ·	ビ	③食材一次		・毎年度6月末日までに、指標値の評価を添付した
選	ス	加工業務費		改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料
運営業務	対価			を市に通知し、確認を受け、翌年度の食材一次加工
務	Č			業務単価を確定。
対				・サービス購入料としては、上記の食材一次加工業
価				務単価に実加工量を乗じた額を支払う。
		④配送車の	事業者との協	・毎年度6月末日までに、指標値の評価を添付した
		燃料費	議にて決定	改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料
				を市に通知し、確認を受け、翌年度の配送車の燃料
				費を確定
		⑤光熱水費		・毎年度6月末日までに、指標値の評価を添付した
				改定の根拠資料及び翌年度の改定額を記載した資料
				を市に通知し、確認を受け、翌年度の光熱水費を確
				定

- ※初回の計算を平成29年度とし、平成30年度分のサービス対価より適用する。
- ※指標は、事業者の提案を踏まえて、市との協議により変更することも可能である。
- ※用いている指標がなくなったり、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなったりした場合は、その後の対応方法について市と選定事業者との間で協議して定めるものとする。

## 別紙3 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

## 1 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、維持管理及び運営の対価であるサービス対価Cとする。

## 2 減額等の措置を講じる事態

事業者の責任により、事業契約、入札説明書等、事業者提案等に示される維持管理業務及び 運営業務に関する内容を履行していないことにより、次に示す状態に陥った場合又は陥ること が想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル3	指定時間以外に給食を提供した場合(児童、生徒が給食を食した場合)
レベル4	給食を提供できなかった場合(児童、生徒が給食を食すことができなかった 場合)

## 3 減額等の決定過程

- (1) レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが業務報告書又はモニタリング結果から 明らかになったときは、市は、その程度、緊急度等を勘案し、事業者に相当な是正期間を 提示する。
- (2) 事業者は、市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されないときは、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントが付与される。
- (3) 事業者は、レベル3又はレベル4の状態に陥ったときは、1日につき、次のペナルティポイントが付与される。

影響を受けた児童、生徒の割合	レベル3	レベル4
1 %未満	0.5ポイント	1 ポイント
1%以上5%未満	1 ポイント	2 ポイント
5%以上10%未満	1.5 ポイント	3 ポイント
10%以上	2 ポイント	4 ポイント

(4) 市及び事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

## 4 サービス対価 Cの変動料金の減額

レベル4については、該当する食数分について変動料金から減額する。

<算定式1>

减額分=変動料金×未提供給食数÷予定給食数

## 5 サービス対価 C総額の減額

(1) 各年度の四半期における累積ペナルティポイントが次のとおりとなったときは、減額等の 措置内容が決定する。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
4未満	減額等なし
4以上8未満	100 分の 20 の減額
8以上	支払停止

(2) 上表の 100 分の 20 の減額は、変動料金の減額分があった場合は、これらを合算して減額 する。

<算定式2>

減額分=サービス対価C×100分の20+算定式1で求められる額

(3) 累積ペナルティポイントが8以上の場合、支払停止とするが、翌期のサービス対価C支払期間における累積ペナルティポイントが4未満であれば、翌期分の支払時に、当該サービス対価C相当額の100分の80を加算して支払う(ただし、レベル4による変動料金の減額分については控除する。)。

#### <算定式3>

翌期の加算分=当該期のサービス対価C (固定料金+減額前の変動費) ×100 分の 80 - 当該期の算定式1で求められる額

(4) 累積ペナルティポイントが8以上の場合で、翌期のサービス対価C支払期間における累積ペナルティポイントが4以上であれば、市は契約を解除することができる。